

二宮町合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置に要する費用に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上で、かつ、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 転換 専用住宅等の既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助の対象となる区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた下水道事業計画区域以外の区域とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱の規定による補助金の交付は、補助対象地域において、専用住宅又は、延べ面積の2分の1以上を住居の用に供する併用住宅に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽を設置（転換を含む。）する者に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、合併処理浄化槽の設置について、賃借人の承諾が得られない者

- (3) 販売又は賃貸の目的で建物を建築する者
- (4) 地方税法(昭和25年法律第226号)第3章に規定する市町村の普通税を滞納している者
- (5) 公共事業に係る補償により、合併処理浄化槽の設置をする者
(補助金額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、人槽区分に応じ、次の表に掲げる額を限度とする。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金額	332,000円	414,000円	548,000円

- 2 既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換するときは、既設単独処理浄化槽撤去費補助として、前項に規定する限度額に120,000円を限度とした額を加算するものとし、くみ取り槽を合併処理浄化槽に転換するときは、くみ取り槽撤去費補助として、前項に規定する限度額90,000円を限度とした額を加算するものとする。
- 3 第1項に規定する工事に付帯して行う宅内配管工事(浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費)に相当する額であって、既存単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換については300,000円を限度とした額を加算するものとする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、合併処理浄化槽の設置工事に着手するまでに、二宮町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 浄化槽設置届出書の写し
 - (2) 建築確認通知書のある場合は、その写し
 - (3) 登録浄化槽管理票(C票)及び登録証
 - (4) 設置場所の見取り図
 - (5) 浄化槽及び配管状況が確認できる平面図、並びに掘削断面図
 - (6) 住宅等を借りている者は、賃借人の承諾書
 - (7) 設置に係る見積書及び工事請負契約書の写し
 - (8) 撤去費に係る見積書
 - (9) 宅内配管費に係る見積書
 - (10) 町税の完納証明書(転入しようとする者は、前住所地での市区町村民税の完納証明書)
 - (11) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、速やかにそ

の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知（第2号様式）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 町長は、前項の補助事業変更等承認申請書の提出のあったときは、速やかにその内容を審査し、変更等を承認するときは、補助事業変更等承認通知（第5号様式）により通知するものとする。

- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- （2） 法第7条及び法第11条の規定に基づく検査依頼書及び領収書の写し
- （3） 工事管理写真
- （4） 工事施工検査報告書（チェックリスト）
- （5） 浄化槽使用開始報告書の写し又は、浄化槽工事完了報告書の写し
- （6） 合併処理浄化槽の設置工事の請求書又は、請求額を証する書類及び領収書又は、支払額を証する書類の写し
- （7） その他町長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書（第6号様式）の提出があった場合、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書（第8号様式）による補助対象者の請求により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付額の全部又は、一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

2 町長は、前項の規定により補助金交付の取り消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知（第9号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係わる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助対象者に対し補助金返還指示書（第10号様式）により期限を定めて補助金の返還を指示することができる。

(処分の制限)

第14条 補助金を受けて合併処理浄化槽を設置した者は、町長の承認を受けずにその合併処理浄化槽を処分してはならない。ただし、補助交付年度の翌年度の初日から起算して10年を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。